別紙

丸亀市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書（写）

平成17年３月22日から丸亀市、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町を廃し、その区域をもって新たに「丸亀市」を設置することに伴う議会の議員の定数について、地方自冶法（昭和22年法律第67号）第91条第７項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

「丸亀市」の議会の議員の定数は、30人とする。ただし、「丸亀市」設置後初めてその期日を告示される一般選挙により選出される議会の議員の任期間に限り、その定数は34人とする。

平成16年３月31日

丸亀市長　新井哲二

綾歌町長　二神正國

飯山町長　新土光夫